

災害時における石綿モニタリングに関する合意書

千葉県（以下「甲」という。）と千葉県環境計量協会（以下「乙」という。）は、災害時の石綿の飛散状況を把握するための環境モニタリング（以下「石綿モニタリング」という。）について、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意は、地震、洪水、暴風等の災害時に、石綿が飛散するおそれのある損壊した建築物や、災害廃棄物が集積する仮置場等において、迅速かつ円滑に、石綿モニタリングを行うことを目的とする。

（体制の整備）

第2条 甲は、乙と協議の上、石綿モニタリングを行うための体制を整備するものとする。

2 乙は、石綿モニタリング実施候補者及び、実施候補者の県内対応可能地域に係るリストを作成し、甲へ提供する。

（意見聴取）

第3条 甲は、石綿モニタリング実施者の決定に際して、必要に応じて、乙の意見を聴取する。

（石綿モニタリングの方法）

第4条 石綿モニタリングは、環境省が定めた最新の「アスベストモニタリングマニュアル」に準じて、甲が示す方法により行うものとする。

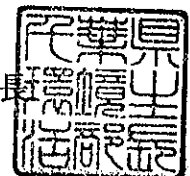
（その他）

第5条 この合意のほか、石綿モニタリングに必要な事項は、甲、乙協議して定める。この合意を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和2年3月13日

（甲） 千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県

千葉県環境生活部長



（乙） 千葉県千葉市若葉区都賀5-17-3
千葉県環境計量協会

会長 福田 茂

